

## 33—01 P U D T

### 口頭審理の期日指定

1. 請求人、被請求人、商標登録異議申立人、権利者、参加人又は代理人と口頭審理の期日を調整する。期日の調整は、期日調整の依頼（様式1）と、原則として口頭審理で審理する予定事項を記載した審理事項通知書（→[33—08](#)）等を当事者に電子メール等により送信する。なお、審理事項通知書の送信に先立って期日を決めるときもある。
2. 期日呼出しは電話・電子メール等を利用した簡易な方法で行う（[特 § 145](#)④ → [民訴 § 94](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)）。出頭を担保するため、様式2による期日請書を電子メール等にて当事者に依頼する。しかし、次のときについては、当事者に様式3による口頭審理期日呼出状を送達する。
  - ① 当事者に電話であらかじめ連絡がとれないとき
  - ② 当事者が呼出状を求めたとき
3. 口頭審理期日呼出状は、原則として期日の2週間前までに送達する。
4. 口頭審理期日呼出状の送達が不能であるときは、公示送達する。

公示送達の効力が発生する日（官報公告の日から20日を経過した日）より前に期日が指定されているときは、期日を変更（→[33—02](#)の2.）したのち、公示送達する。
5. 口頭審理を行ったが再度口頭審理を行う必要があるとき、出頭した当事者に対し、期日を告知することが望ましい（→[33—01.1](#)）。

（改訂 R5.12）

## [様式1] 期日調整の依頼（無効審判事件の期日調整を電子メールで行う例）

件名： 【特許庁】無効202●-8000●●の期日調整について

〇〇〇〇特許法律事務所

弁理士 □□ □□ 様

無効202●-8000●●につきまして、口頭審理の開催を予定します。

つきましては、以下の<1>~<4>についてご確認のうえ、回答をお願いします。

ご参考に当該事件の審理事項通知書（案）を添付します（正式な審理事項通知書は、別途郵送します）。

また、相手方から提出された審判事件答弁書副本（弁駁書副本）は、令和〇年〇月〇日（ ）に発送を予定しています。

【回答期限】回答の返信は、「令和〇年〇月〇日（ ）」までをお願いします。

<1> 期日調整

下記の期日候補日で都合がつかない日があれば、回答欄< >に「×」を記入してください。

口頭審理の期日候補日時	回答
令和〇年〇月 〇日（月） 14:00~	< >
令和〇年〇月 〇日（火） 14:00~	< >
令和〇年〇月 〇日（水） 14:00~	< >
令和〇年〇月 〇日（木） 14:00~	< >
令和〇年〇月 〇日（金） 14:00~	< >

■開廷予定場所：特許庁審判廷（又は特許庁第1審判廷）、口頭審理時間：約2時間  
案内図

特許庁審判廷 <https://www.jpo.go.jp/introduction/access/map.html>

特許庁第1審判廷 <https://www.jpo.go.jp/introduction/access/shinpan/1-2-hantei.html>

## < 2 > オンライン出頭、オンライン配信について

添付資料「オンライン出頭について」及び「当事者等の関係者に限定したオンライン配信について」をご確認のうえ、以下（１）～（３）について回答をお願いします。

### （１）オンライン出頭を、「希望します」／「希望しません」

※オンライン出頭を希望する場合は、「オンライン出頭について」の「別紙１ オンライン出頭希望書」に必要事項（「省令要件等の事前確認」の省略を申出場合も含む）を記載して提出してください。なお、「別紙１ オンライン出頭希望書」の提出が間に合わない場合は、その旨をご連絡ください。

### （２）オンライン配信について、「同意します」／「同意しません」

※オンライン配信は当事者等の関係者に限定して行いますが、同意できない場合はその理由の記載をお願いします。

「同意しない理由： \_\_\_\_\_ 」

### （３）（上記（２）で同意したうえで）オンライン配信を、「希望します」／「希望しません」

※オンライン配信は、両当事者の同意が得られた場合に可能となるため、オンライン配信を希望されても相手方の同意が得られない場合は実施できないこともあります。

※「オンライン配信希望書」は、両当事者の「同意」が得られた場合に提出をしていただきますので、今後の連絡をお待ちください。

## < 3 > ライブ配信について

添付資料「口頭審理傍聴研修（ライブ配信）への御協力のお願い」をご確認いただき、特許庁職員に限定したライブ配信を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

ライブ配信を望まない特段の理由がある場合はご連絡ください。

## < 4 > 相手方への書類の送付について

添付の「審理事項通知（案）」に記載のとおり、相手方当事者へ口頭審理陳述要領書（写し）をメール等で送信していただくことになります。そのため、相手方当事者と送受信可能なメールアドレス等をご提示いただければ、審判書記官から相手方へお知



## 〔様式2〕 期日請書

期 日 請 書	
令和 年 月 日	
特 許 庁 審 判 長 ○○ ○○ 殿	
請求人	○○○○○○○○○○
請求人代理人	弁理士 ○○ ○○
被請求人	○○○○○○○○○○
被請求人代理人	弁理士 ○○ ○○
<p>上記当事者間の、無効20XX-800○○○、          特許第○○○○○○○○号の無効審判事件について、          令和 年 月 日 (○) 午前・午後 時 分の          特許庁審判廷（特許庁庁舎16階）での口頭審理の期日を請けました。</p>	
※担当審判書記官 ○○ ○○	

(注) 簡易な呼出し、口頭で期日を通知された場合等に用いる。

## [様式3] 口頭審理期日呼出状

口頭審理期日呼出状	
審判請求の番号 (特許の番号)	無効202●-800●● (特許第○○○○○○○○号)
起案日	令和○○年○○月○○日
審判長 特許庁審判官	○○ ○○
請求人代理人弁理士	○○ ○○ 様
審判請求人	○○ ○○
審判被請求人	○○ ○○
<p>この審判事件について、口頭審理期日を令和○○年○○月○○日（○）午後○時○○分に指定しましたので、当日特許庁審判廷（特許庁○階）に出頭してください。</p> <p>なお、呼出しを受けた者が、正当な理由がないにもかかわらず出頭しない場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。</p>	
<p>(備考)</p> <p>この呼出状に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。</p>	
<hr/> <p>審判課特許侵害業務室 ○○ ○○ 電話 03(3581)1101 内線 XXXX FAX ( )</p>	

(改訂 R5.12)